

変更を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 各機関は、本協定で定める事項の実施及び目的の遂行に当たっては誠意をもって履行するものとし、本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、各機関協議のうえ、定めるものとする。

(庶務)

第8条 本協定の庶務は、各機関の協力を得て、奈良教育大学及び奈良女子大学が行う。

本協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各機関それぞれが記名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月31日

奈良教育大学

学 長 宮下俊也

奈良女子大学

学 長 今園春樹

奈良先端科学技術大学院大学

学 長 益崎一裕

奈良国立博物館長

井上洋一

奈良文化財研究所長

本中 真

奈良工業高等専門学校

校 長 後藤 景子

奈良県立医科大学

学 長 細井裕司

奈良県立大学

学 長 浅田尚紀

奈良県立橿原考古学研究所

所 長 青柳正規